

— 移り住む・住み続ける・住み継ぐ —

定住促進 助成事業

スムトコ。
とおかまち

夫婦単位で U・I・J ターン された世帯に **最大200万円** を助成します

「選ばれて、住み継がれるまち」を目指して、定住の地として「十日町市」を選んで、夫婦で転入された世帯の『十日町市に住む』を応援しています。

平成26年度より、十日町市にU・I・Jターンした世帯を対象に、定住支援制度を開始しています。すべての助成対象に該当した場合、最大200万円の補助金を受けることができます。

助成対象 となる方（以下の5つすべての条件を満たす方）

- ①平成26年1月1日以降、夫婦で十日町市に転入した世帯であること
（* 転入前1年以内に十日町市に住民登録があった人を含む世帯及び単身での転入者は助成対象外とします）
- ②転入時において、夫婦のいずれか一方が55歳以下であること
- ③申請時において、1年以上継続して十日町市に居住しており、その後5年以上の居住が確実であること
- ④夫婦のいずれか一方が十日町市内で起業（就農含む）、または就職をしていること
- ⑤転入世帯及び同居する全世帯員に市税の滞納がないこと

補助 申請期間

上記条件③のとおり、補助申請には「1年以上十日町市に居住していること」が必要となりますので、転入した日から1年後に補助金交付の申請を行い、補助金を受けていただくこととなります。

平成26年1月1日以降に転入された世帯については、平成27年1月から補助申請の受理を開始しています。

「住む」「住み続ける」「住み継いで」いただくために、十日町市ではさまざまな支援を行っています。

こちらでは、その一部をご紹介します。

子育て支援

子育て支援課 子育て支援係 <電話> 025-757-3719
 保育園係 <電話> 025-757-9169

保育料の軽減

子育て世代を応援するため、国が定める保育料基準の約4割を市が負担し、保育料を軽減しています。

同一世帯から2人以上の就学前児童が認可保育園等を同時に利用している場合、年齢の高い児童から2番目は半額、3番目以降は無料となります。同時入所でない場合も、第3子以降が入所した場合は基準額の半額となります。

子ども医療費の助成拡充

対象年齢を18歳に達する年度の3月末日まで拡大して、子どもの通院及び入院医療費を助成しています（健康保険適用の診療が助成対象となり、所得制限はありません）。

- 通院/1回530円（*処方箋は無料。同一医療機関、診療科ごとに月4回まで負担。5回目以降は無料となります）
- 入院/1日につき1,200円（所得に応じて食事代の助成あり）

出産祝い金

第1子及び第2子を現に養育する父または母で、第3子以降に出生した子を養育する人に、対象児1名につき5万円を支給します。
 *居住年数などの要件あり



地域子育て応援（MEGO³）カード

お子さんが3人以上いる世帯等の子育てを地域全体で応援し、子どもを産みやすく、育てやすいまちづくりを目指しています。

MEGO³カードの提示によって、さまざまな協賛店で割引など独自のサービスを受けることができます。

<カード交付対象者>

- 18歳以上の子どもを3人以上、または身体障がい者手帳などを持っている18歳未満の子どもを養育している保護者
- ①と同居する18歳未満の子ども
- ①と同一敷地内に住む子どもの祖父母

子育て支援センター

親と子のふれあい、異年齢間の交流や親同士の交流など、出合いや仲間づくりの場として地域ごとに6つの子育て支援センターを設置しています。利用料は無料です。子どもの遊び場を提供するほか、子育ての悩み相談、育児講座等も行っています。

<利用できる方>

小学校6年生までの子どもと保護者
 (*未就学児は保護者同伴のこと)

放課後児童クラブ

保護者の就労などで、家庭で面倒を見る人がいない児童に遊びや生活の場を提供します。

<対象> 主に小学校1年生から3年生の児童

<利用時間>

- 平日/14時30分（下校時間に対応）～18時30分
- 土曜日・休校日（日曜日、祝日除く）/7時30分～18時30分

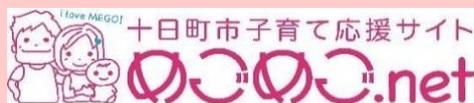
<利用料>

- 日額400円（午前のみ200円、午後のみ300円）
- 月額5,500円（上限）*8月のみ7,000円

めぐめぐ.net

子育てを支援するインターネット・サイト
 子どもの健康や子育て支援・交流施設など、情報満載の子育て世代必見のサイト。モバイル・サイトも掲載しています。

■URL <http://megomego.net/>



病児・病後児保育事業

子どもが病気。「一緒にいてあげたいけれど、仕事を休めない」「急な用事ができたけれど、病気の子どもを連れて行けない」とき、保護者に代わって、子どもに必要な静養をとらせるための事業です。ご利用には事前登録が必要となります。

■子育て・健康支援センター「ちくたく」（土市第5）

<電話> 025-758-4390

■十日町幼稚園（本町西1）

<電話> 025-752-2068

とおかまち健康ダイヤル24

医師・看護師等の相談スタッフが24時間・年中無休で相談に応じ、分かりやすくアドバイスします。

<相談の種類>

育児相談（妊娠・出産含む）・健康相談・医療相談・介護相談

■フリーダイヤル（通話料・相談料無料）

<電話> 0120-108-221



健康増進支援

健康づくり推進課 地域医療推進係
 <電話> 025-757-3187

住宅改修
支援都市計画課 建築住宅係
〈電話〉025-757-9935

住宅リフォーム補助金

バリアフリー化、省エネ化、衛生設備の水洗化など居住環境の向上と市内住宅関連産業の活性化を目的として、住宅リフォーム工事の一部を補助しています。

〈補助金額〉

対象工事費（消費税抜）の20%、10万円を上限とします。

〈補助対象となる建物〉

申請者自らが居住し、火災報知器の設置義務を満たしている住宅で、かつ過去に当補助金の10万円満額が交付されていない住宅

木造住宅耐震改修支援事業

地震による木造住宅の被害を軽減し、災害に強いまちづくりを推進するため、耐震改修工事費用の一部を補助しています。

〈耐震改修工事とは〉

昭和56年5月31日以前に建設された木造住宅のうち、耐震診断の結果、現行の建築基準法の基準を満たさない住宅について、基準を満たすために行う補強工事をいいます。

〈補助金額〉

耐震改修に要する費用の2分の1とし、45万円を上限とします。

克雪すまいづくり支援事業

雪に強いまちづくりに向けて、克雪住宅の整備を支援しています。

〈補助対象住宅〉

1戸建て住宅の新築・増改築・改良又は建売住宅を購入する場合で、融雪式・耐雪式・融耐雪式・落雪式の装置又は構造を有する住宅

〈補助金額〉

- 融雪・融・耐雪式／中心市街地-66万円、それ以外-44万円
- 高床・落雪式／要援護世帯-44万円、それ以外-33万円

青年就農準備金事業

新規農業参入者の資本装備にかかる経費を補助しています。

〈補助対象者〉 次の全ての要件に該当する方

- ①市内に在住する新規就農者・新規農業参入者であり、かつ農業経営を開始していること（親からの農業経営継承は除く）
- ②実現可能な就農計画があり、就農後7年間は農業に従事すること
- ③就農後5年以内に240万円の農業収入が見込まれること
- ④事業年度に国の青年就農給付金を重複受給していないこと

〈助成金額〉

補助率は対象経費総額とし、上限は100万円とします。

新規就農者支援事業

その① 資本装備支援事業

国県の補助事業を活用して、農業機械・施設整備を行う場合、市が30%の上乗せ補助をしています。これにより、資本整備では最大80%の助成が受けられます。

〈補助対象者〉 認定新規就農者であること

その② 新規就農者家賃補助事業

新規就農後または農業研修中の方に対して、最長3年間、月額15,000円を上限に家賃補助を行っています。

新規就農
支援農林課 農業企画係
〈電話〉025-757-3120新規創業
支援産業政策課 商工振興係
〈電話〉025-757-3139

未来を拓く創業応援事業助成金

学生や起業を志す社会人を対象とした十日町市ビジネスコンテスト*で提案されたビジネスプランを個人又は市内の中小企業者等が事業化する場合、その経費の一部を支援します。

〈助成金額等〉 事業計画の策定に要する経費、事業化のために必要な経費の4分の3以内とします。

- ①決勝大会最優秀プラン 上限300万円
- ②決勝大会各部門賞 上限100万円
- ③決勝大会提案プラン 上限30万円
- ④トココン参加プラン 上限20万円

*6月の市報に募集概要を掲載予定。

新規創業支援資金融資

〈貸付条件〉

- 資金用途／設備資金・運転資金
- 貸付利率／固定型金利（信保付）年2.0%、（その他）2.5%
変動型金利 取扱金融機関の短期金利に準ずる

- 限度額／2,000万円（設備資金、運転資金合計）
- 新潟県信用保証協会保証料の全額を市で補給します
- 年度末融資残高の1%を3年間に限度に市が利子補給します

〈融資対象者〉

市内で事業を営む・営もうとする創業者（詳細要件あり）

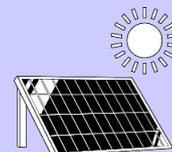
太陽光発電システム設置補助

住宅用太陽光発電システムを設置する方を対象に、経費の一部を補助しています（27年度制度改正）。

〈補助金額〉

- 補助対象システムを構成する太陽電池の最大出力（kW表示とし小数点第3位以下は切捨）に1kW当たり15万円を乗じて得た金額とし60万円を上限とします。

*市内施工業者による設置工事に限ります。



地中熱利用システム促進補助

地中熱交換井に熱交換器を挿入（クローズドループ方式）し、不凍液を循環させてヒートポンプなどで熱交換を行い、冷暖房、給湯、融雪及び凍結防止に利用する設備で、かつ地下水採取のない地中熱利用システムを設置する方を対象に、経費の一部を補助しています。

〈補助金額〉

補助対象設置経費の3分の1とし、80万円を上限とします。

*市内施工業者による設置工事に限ります。

木質バイオマスストーブ等促進補助

二酸化炭素の排出が少ない木質系バイオマス資源の活用を推進し、森林の多面的機能の向上及び地域資源循環システムの構築に寄与するため、ペレットストーブの設置経費の一部を補助しています（27年度制度改正）。

〈補助金額〉

補助対象設置経費の3分の1とし、15万円を上限とします。

〈補助対象者〉

市内に住所を有する個人の住宅、事業所、その他市長が適当と認める団体

再生可能
資源活用
支援環境衛生課 環境企画係
〈電話〉025-752-3924

－ 移り住む － 『定住』 支援

最大
40
万円

- 1 基礎助成－助成対象の5つの条件（表紙記載）すべてを満たした世帯に対して、10万円を助成します。
- 2 加算助成一次の世帯に対して、10万円ずつ上乗せ（加算）して助成します。
 - ①若年世帯加算－ 夫婦の合計年齢が80歳以下の世帯
 - ②子育て加算－ 市内在住の18歳以下の扶養親族を2人以上含む世帯
 - ③3世代同居加算－ 転入後に3世代同居となる世帯（申請時において3か月以上の同居期間が必要です）

基礎助成	10万円
若年加算	+10万円
子育て加算	+10万円
3世代同居加算	+10万円
定住支援補助	最大40万円



－ 住み続ける － 『住宅』 支援

最大
160
万円

- ①住宅の取得－転入6か月前、または転入後2年以内の間に申請者自らが居住する住宅の取得に要した経費の10%を助成します（* 住宅関連助成制度と重複して補助申請が可能です）。

【新築住宅の取得】 上限60万円
【中古住宅の取得】 上限20万円

* 新築住宅については、十日町市内施工業者による施工・取得に限ります

- ②宅地の取得－十日町市または土地開発公社が所有・販売する宅地を購入し、かつ購入後1年以内に住宅を建設した場合、100万円を上限に宅地取得経費の10%を助成します。



－ もっと見る・申し込む －

〈お問合せ・担当課〉

十日町市役所 総務部 企画政策課 移住定住推進係

☎ 025-755-5137（直通） ✉ t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp

〈事業の詳細・申請様式のダウンロード〉

URL： <http://www.city.tokamachi.lg.jp/machi/10030400119.html>

十日町に来たい！住みたい！方に「さと」を紹介する「ナビ」サイト『さとナビ』です。

まずは、十日町市を知って、一度お越しいただき、田舎暮らし体験をきっかけに移住・定住してもらえたらという願いをこめて作ったサイトです。

<http://www.tsukurou-tokamachi.jp/>

